

# 厚木市火災予防条例の一部の改正に伴い 林野火災注意報・警報の運用を開始しました



岩手県大船渡市にて発生した林野火災では、記録的な降水量の少なさ、また、発生日前後の乾燥、強風及び地形等の影響により急激に拡大し、林野約3,370haの範囲に延焼しました。

この焼損面積は、厚木市全体の面積の約3割を占め、人的被害をはじめ、多くの家屋が焼失するという甚大な被害が生じました。

このようなことを踏まえ、林野火災予防を目的に火災予防条例が改正され、**令和8年1月1日から**林野火災予防を目的とした**林野火災注意報・林野火災警報**の運用が開始されました。

## 1 林野火災注意報・警報について

気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認められる場合には、「林野火災注意報」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用制限」について努力義務を課すことになります。

また、林野火災の予防上危険な気象状況になった場合には「林野火災警報」を発令し発令区域での火災予防条例に定める「火の使用制限」について義務を課すこととなります。

## 2 林野火災注意報・警報の発令基準について

### 林野火災注意報の発令基準

1月から5月の期間において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りではない。

### 林野火災警報の発令基準

1月から5月の期間において、林野火災注意報の発令基準に加え強風注意報が発表された場合

## 3 林野火災注意報・警報の対象区域について

林野火災注意報・警報の発令時における対象区域は、以下のとおりとなります。

- (1) 丹沢大山国定公園
- (2) 神奈川県立丹沢大山自然公園

※ 消防事務委託により、対象区域は清川村（全域）を含みます。

## 4 林野火災注意報・警報の発令された場合の規制について

火災予防条例第29条の規定により、以下のとおり「火の使用制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等での喫煙をしないこと。
- (6) 残火、取灰又は火粉を始末すること。

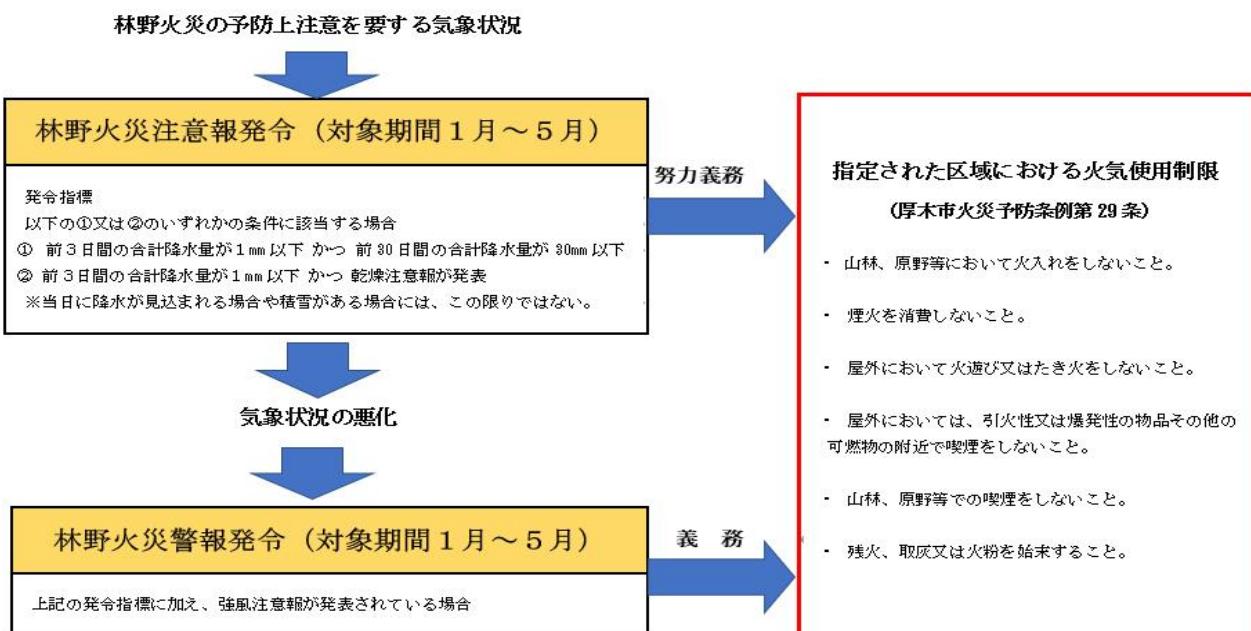
## 5 林野火災注意報・警報発令時「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

## 6 林野火災注意報・警報発令状況の周知、広報について

林野火災注意報・警報が発令された場合は、※公式ホームページや、消防車両での巡回広報及び防災無線やサイレン（警報に限る）等にて周知いたします。

## 7 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む）を行う際は、あらかじめ消防への届出が必要です。（緊急の場合は最寄りの消防署への電話連絡で可能）



【その他のお知らせ】現在火災が増加しています！火の取扱いには注意しましょう。

### お問い合わせ

厚木市消防本部 予防課

〒243-0003 厚木市寿町3丁目4番10号

電話 046-223-9370

※林野火災警報等の

発令状況はこちら

